

第20回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	平成25年3月14日(木) 午前10時～午前12時			
開催場所	新潟市役所第1分館 6階 1-601会議室			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	大熊 孝	出		
会長職務代行	西村 伸也		欠	
	山中 知彦		欠	
	黒野 弘靖	出		
	村山 和恵	出		
	高松 智子	出		
	長谷川 美香		欠	
	砂田 徹也	出		
	高橋 昌子	出		
	中村 脩	出		
	高橋 愛子	出		議事録署名
	佐藤 妙子	出		
	伊藤 里恵子	出		
	小田 等	出		
	番場 優	出		議事録署名
	加藤 紘一	出		
	渡邊 英慎	出		
	遠藤 修司		欠	
	佐藤 学	出		
	星野 正三	出		

(吉田室長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 20 回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます都市計画課まちづくり推進室の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議につきましては、お手元に配付させていただきました次第にしたがいまして、順次、進めさせていただきます。

最初に、第 12 期の新潟市都市景観審議会委員のみなさまへの委嘱状の交付についてでございますが、本来であれば、お一人お一人にお渡しするべきところでございますが、時間の都合もございますので、誠に失礼かと存じますが、皆様のテーブルのところに置かせていただいております。これで委嘱状の交付に代えさせていただきたいと存じますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様の任期につきましては、平成 26 年 8 月 31 日となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議に先立ちまして、新潟市技監相田よりご挨拶申し上げます。

(相田技監)

おはようございます。年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。今日は第 20 回ということでございます。昨年 8 月、委員改選前に第 19 回を開かせていただき、今回は改選後初めてということでございます。よろしくお願いいたします。

さて、新潟市景観条例を施行したのは平成 4 年の 4 月 1 日でございます。それから昨年の 24 年の 4 月 1 日で、丸 20 年たったという状況でございます。平成 4 年のとき、私は、新米の担当係長でございまして、だいぶ大熊先生とか、加藤さんにご厄介になりながら、喧々譁々の議論をしながら計画を立ち上げたという経過がございます。

振り返って見ますと、平成 4 年当時、新潟市は一番進んでいる先進都市から比べると、10 年以上後れて、ようやく景観条例かなというような状況の中で、景観行政がスタートしたと思っております。最近、世の中で景観というものが、あの当時に比べると聞こえなくなってきたかと思っております。それが多分平成 10 年前後くらいから「景観」という言葉ではなくて「まちづくり」という、特にひらがなの「まちづくり」に置き換わってきたかというふうに私自身認識しております。それは、極めて「景観づくり」と「まちづくり」が、ニアリーイコールの感じで世の中動いていたのかなというふうな感想を持っています。

具体的に申し上げれば、我々は景観を平成 4 年からやっているときに、「景観づくり」というのは一つ一つの建物をどう造るかということも大事だけれども、それ以上に建物を造ることに携わる市民だとか、業界団体の方々が景観づくりとか、周囲に気を使うといひますか、周囲の環境をよむといひますか、そういったことに対してどのくらい意識が高まるかということなのだろうかと、そこをうまく醸成するのが、行政の役割ではないかなみたいな議論を当時盛んにしていたのですが、そこと、まちづくりでは、市民協働と

という言葉が言われていますが、この市民協働のまちづくりという原点にあるのは、市民意識をどうするかという部分が前提になっての話であって、そういった意味からしても、「景観づくり」ニアリーイコール「まちづくり」というとらえ方というのは、私は今現時点では、まちがいではないという感じを持っているところでございます。

また、改めて組織を振り返りますと、20年たったのですが、実は係の呼び方をはじめ、都市政策部から建築部へいたり、また都市政策部に戻ったりと組織があっちへ行ったりこっちへ行ったりしておりまして、都合20年で7回も名前が替わったり、組織が替わったり、位置づけが替わったりしております。これもやはりそもそも役所の組織そのものが、戦後に作られた法律に基づき、国の縦割り組織を引きずって、新潟市の行政組織もできているということがあって、言ってみると、平成4年、それから昭和の終わりくらいから盛んに言われた景観づくりというのが、それまでの国から縦割りになってきている、そういう縦割り行政の中では位置づけが非常に難しい分野だったのかなと思っておりまして、その結果として新潟市もいろいろ悩みながら、あっちがいいのかな、こっちがいいのかなと悩んだ結果としてこれまでの経過があると思っております。今は、まちづくり推進室というのが都市計画課の中にあって、そこでまちづくりと景観を一緒にして、景観行政を担っているという状況になっています。

そんな歴史があるわけですが、今回、第20回ということで、先ほど申し上げましたとおり、満20周年ということを受けまして、今年度、24年度は1年をかけまして、この20年間をまず総括しようということで、景観行政が市民の方々からいただいている税金を使いながら、職員を割いて行政としてやっていく中で行政の景観のあり様、あるいは景観づくりに対する行政の役割というのは何なのだろうということから、原点に返りいろいろ議論しまして、今日のメインテーマであります「景観行政20年の総括について」ということで、私らなりの総括をお話しさせていただき、今後の10年、20年、景観行政というのが新潟市の行政の中でどういう役割を担えばいいのかみたいなことを議論していただきたいと思っております。

そのような中で、私ども一貫して思っていますのは、先ほど申し上げましたとおり、要は市民意識をどう醸成していくかということが景観行政の肝であって、決して届出制度とかいろいろやっていますけれども、届出制度ができて、1件1件をこれはだめだからといってモグラたたきをするのが本来の目的ではなくて、広告にしる建物にしる、それを設計し、プランニングする人がいて、その向こう側にはクライアント、発注者がいてと、その向こうにまた周辺を見る市民がいるという中で、その人たちをどうやって景観に対する意識づけをもっていくのか、あるいはまちづくりという視点で見たときに、どうなんですかという問いかけをし続けるというのが、景観行政のあり様ではないのかなと、これは20年たっても、まだ一貫してそういうことでいいのではないかなと私は思っているところであります。

もう一方で、新たにいろいろな展開も出てきておりまして、ご承知のとおり新潟市は大合併をして81万人都市になり、区政を引いて政令市になったわけですが、その中でこれからの景観行政というのは、やっぱり合併した市町村にそれぞれいろいろな文化だとか、地域の特色とかがあるわけですので、そういったところにどうやって光を当てて、それを景観づくり、まちづくりにどうやって活かしていくかという視点が、新たな視点として重要

ではないのかなという意識を持っております。

さらに、永遠のテーマということで、これは本当に平成4年頃から言われている、その前から言われていることなのですが、例えば信濃川の景観のあり様として、景観を今の開放感、そういったものを持ち続けるためにはどういうコントロールをすればいいのだろう、あるいはどういう議論を市民の方からしていただければいいのだろうみたいなことは、平成4年の頃からずっと持ち続けているのですけれども、なかなか答えが見つからない中で政令市になり、マンションがどんどん建って何とかしなければいけないということで50mの高さ規制をかけたのですが、それについてもそろそろ全部でなくてもいいから、一部でもいいから、ある一定の行政のあり様、あるいは市民との協働のあり様の答えを見つけないかと思って取り組んでいるところです。この辺もきめ細やかなルールづくりということで、今日お話しできればなと思っております。

さらには、これも本当に永遠のテーマなのですが、20年間やってみてつくづく思うのが、景観法ができたりとか、いろいろ紆余曲折はあったのですが、設計者なりが我々にお話に来るときには、ほとんどの場合、プランが固まっている状態であって、その段階で何を言っても、何をお願いしても、もう一回構造計算やり直してくださいみたいな話は、現実的にも不可能な状態のわけで、そういう状態をどうやって崩していくのかというのが、どういう手法をとっても問題が残るのかなと思っております。これもある種の永遠のテーマかなと思っております。これについても、今年の8月の段階で何らかの試行をやってみたいというお話をさせていただいたところなのですが、この辺については、まだまだ先が見えない状況なのです。8月以降、具体的な業界の方、不動産業界の方とか、あるいはマンションのデベロッパーの方とか、あるいは設計事務所の方とかと意見交換をしております、その中でどういう工夫をすればよいか、あるいはそれぞれの設計者に負担がかからないようにするためにはどうしたらよいかとか、いろいろな視点の中で意見交換をしているところなのですが、そういったことも含めて、一つのルールという形、きちっとしたものを作る前に何らかの形で試行したいと思っております。なかなかこの景気の中で、試行を一緒になってやりましょうという物が見つかりません、ちょっと足踏み状態のところがございます。皆さん方の中でそういう情報がありましたらお聞かせいただいで、クライアントなりデベロッパーの方にお話をさせていただいて、一緒になってそういう取組をしてみませんかというお話をしたいと思っておりますので、ぜひ、ご協力をお願いしたいと思います。

ちょっと長くなってしまいました。今日は、一番目のテーマは、先ほど申しあげましたとおり、これまでの20年を振り返って、今後10年、20年の景観行政をどうしていくのかということについて、率直なご意見を賜ればと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願ひします。

(吉田室長)

ありがとうございました。

続きまして、審議会の委員の皆様をご紹介させていただきたいと思ひます。本日は第12期の最初の会でございます、委員の方も交替がございました。こちらの方でお名前をご紹介させていただきます。

最初に、新潟大学名誉教授の大熊孝様でございます。

(大熊委員)

大熊です。よろしくお願いいたします。

(吉田室長)

新潟大学工学部准教授の黒野弘靖様です。

(黒野委員)

黒野です。よろしくお願いいたします。

(吉田室長)

新潟青陵大学短期大学部助教の村山和恵様です。

(村山委員)

村山でございます。よろしくお願いいたします。

(吉田室長)

日本ユニバーサルカラープランナー協会の高松智子さんです。

(高松委員)

高松でございます。よろしくお願いいたします。

(吉田室長)

弁護士の砂田徹也様です。

(砂田委員)

砂田でございます。よろしくお願いいたします。

(吉田室長)

新潟市消費者協会副会長の高橋昌子様です。

(高橋昌子委員)

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

(吉田室長)

写真家の中村脩様でございます。

(中村委員)

中村です。よろしくお願いいたします。

(吉田室長)

続きまして、公募委員の高橋愛子様です。

(高橋愛子委員)

高橋です。よろしくお願いいたします。

(吉田室長)

同じく公募委員の佐藤妙子様です。

(佐藤妙子委員)

佐藤です。よろしくお願いいたします。

(吉田室長)

同じく公募委員の伊藤里恵子様です。

(伊藤委員)

遅参いたしましたして、大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

(吉田室長)

社団法人新潟市建設業協会副会長の小田等様です。

(小田委員)

小田です。よろしくお願ひいたします。

(吉田室長)

一般社団法人新潟市建築士会新潟支部の番場優様です。

(番場委員)

番場と申します。よろしくお願ひいたします。

(吉田室長)

新潟県広告美術業協同組合理事長の加藤紘一様です。

(加藤委員)

加藤です。よろしくどうぞ。

(吉田室長)

一般社団法人新潟市造園建設業協会理事長の渡邊英愼様です。

(渡邊委員)

渡邊でございます。よろしくお願ひいたします。

(吉田室長)

国土交通省北陸地方整備局建政部都市調査官の佐藤学様です。

(佐藤学委員)

佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

(吉田室長)

新潟県新潟地域振興局地域整備部長の星野正三様です。

(星野委員)

星野です。よろしくお願ひいたします。

(吉田室長)

なお、新潟大学工学部教授の西村伸也様、新潟県立大学国際地域学部教授の山中知彦様、NPO法人まちづくり学校の長谷川美香様、社団法人新潟県商工会議所連合会専務理事の遠藤修司様の4名の方におかれましては、本日、ご欠席であることをご報告いたします。

次に、事務局をご紹介させていただきます。最初に、都市政策部長の井村でございます。

(井村部長)

井村です。よろしくお願ひします。

(吉田室長)

都市政策部次長の池田でございます。

(池田部次長)

池田でございます。よろしくお願ひいたします。

(吉田室長)

都市計画課の富田でございます。

(富田主幹)

富田と申します。よろしくお願ひいたします。

(吉田室長)

都市計画課まちづくり推進室の佐藤でございます。

(佐藤主査)

佐藤です。よろしくお願ひいたします。

(吉田室長)

都市計画課まちづくり推進室の瀧山です。

(瀧山副主査)

瀧山でございます。よろしくお願ひいたします。

(吉田室長)

同じく加藤でございます。

(加藤副主査)

加藤と申します。よろしくお願ひいたします。

(吉田室長)

事務局の方も、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、本日、配付させていただきました資料のご確認をいただきたいと思ひます。最初に、本日の会議の次第でございます。続きまして、座席表、第12期の新潟市景観審議会委員の名簿でございます。本日の議題であります「景観行政20年の総括について」という綴じたものでございます。「信濃川沿いのきめ細やかなルールづくり(案)」ということで、カラーで裏表の1枚のものを配付させていただいております。以上、5点でございます。皆さん、過不足等はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

また、事前にお配りいたしました資料につきましても、本日、お持ちいただいておりますでしょうか。お忘れのものがございましたら、事務局の方でご用意しておりますので、どうぞお申し出いただきたいと思ひます。よろしゅうございますでしょうか。

会議の進め方について、ご説明させていただきます。本日は、議事録作成のために録音させていただいております。発言の前に、お名前をお願ひいたします。なお、今会議につきましては公開することになっておりますので、作成した議事録については、ホームページで後日、公表させていただいております。あらかじめご了承ください。

それでは、議事に入ります。本日は、第12期初めての会になっております。会長選出まで、このまま事務局で議事の進行を進めさせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。異議がなければ、このまま進めさせていただきます。

また、ここで、皆様にお諮りいたします。本日は、傍聴希望の方がいらっしゃいます。本来、傍聴につきましては、会長が許可することとなっておりますが、会長がまだ選出されておられませんので、それまでの間、ひとまず傍聴を許可し、会長選出後、改めて会長が許可するということとしたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(吉田室長)

ありがとうございます。それでは、傍聴を許可することによって進めさせていただきます。本日の審議会につきましては、20名の委員の皆様のうち16名の方が出席でございます。

す。会議の規則第5条第2項の規程によりまして、委員の定数の過半数から出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

最初に、審議会の会長選出に移りたいと思います。会議の規則第4条第1項の規程によりまして、会長は委員の皆様の互選により決めるということになっております。会長の選出は、いかがでしたらよろしゅうございますでしょうか。

(高松委員)

引き続き、大熊先生にお願いいただきたいと存じますけれども。

(吉田室長)

ただいま高松委員から、大熊委員に会長を引き続きお願いしたいと、推薦するというご意見がございました。皆様、いかがでございますでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(吉田室長)

それでは、異議なしということでございますので、大熊委員におかれましては、会長をお願いしたいと思います。

それでは、ひとまず会長席にお移りいただきまして、ご挨拶をお願いしたいと思います。

(大熊会長)

引き続き、お前やれということで、会長をやらせていただきたいと思います。

先ほどのお話だと20年ということで、私も20年かかわってきたのかなと思っておりまして、そろそろこの委員も70歳を過ぎましたので辞めなければならないなと思っているのですが、今日の議事を見ると、「信濃川沿いのきめ細やかなルールについて」というものが入っておりまして、これのケリがつくまではかかわった方がいいと思ったりしまして、もう半年ほど過ぎてはいますが、あと1年半くらい会長をやらせていただこうと今考えておりました。あと、26年の8月には、それで私はもう引退しようと思っておりますので、よろしくお願いいたします。変な挨拶になりましたけれども、ともかく残った期間は頑張りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(吉田室長)

ありがとうございました。

ここで、事務局と会長とで少し打ち合わせをさせていただきたいと思います。1分程度お時間をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(大熊会長)

それでは、議事を進行していきたいと思います。先ほど傍聴者の話がありましたけれども、会長が許可することになっているようですので、傍聴を許可したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思いますけれども、まず最初に、会長職務代行者の選出というのがございますけれども、今までも新潟大学の西村先生にやっていただいておりますので、引き続き、西村先生にお願いしようと考えています。今日は欠席ですけれども、

あとできちんと確認をとって、ご報告申し上げたいと思っております。

それから、この審議会運営規程の中で、議事録署名人を2名決める必要がございます。議事録署名人として、初めてですけれども、高橋愛子さんをお願いしたいと思います。それから、番場優さんをお願いしたいと思います。できるだけ初めての方からやっていただく方がいいかなと思ひまして、初めての方を指名させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事2の「景観行政20年の総括について」ということで、これをまず事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議事の2番目「景観行政20年の総括」について、事務局よりご説明いたします。

新潟市では、平成4年度から新潟市都市景観条例を施行し、景観法ができる前から自主条例を元に景観行政に取り組んできました。景観行政丸20年を契機に21年目にあたる今年度を掛け、景観行政の総括を行い、各種施策の今後の展開を検討いたしました。

景観行政と一口に言っても、新潟市では、現在、大きく二つの柱があります。一つは景観法にもとづく景観行政と、もう一つは屋外広告物法に基づく屋外広告物行政です。

かつては、審議会も景観審議会と屋外広告物審議会に分かれていましたが、一体的にご議論いただくため、平成21年10月に景観審議会一つに統合しております。

では、最初に一つ目の柱である。「景観」について、ご説明いたします。

平成4年に新潟市都市景観条例を制定し、景観行政をスタートしました。その後、平成16年の景観法施行に伴い、平成19年に新潟市景観計画の策定と、旧条例の全部改正により新潟市景観条例を制定しました。現在の新潟市の景観行政はこの「新潟市景観計画」と「新潟市景観条例」に基づき行われています。

景観計画では、新潟市を「水辺と田園が光る四季美しいまち・にいがた」としてとらえ、地域の自然や歴史文化、にぎわいを大切に、それを活かした景観形成を行うことを基本目標としています。これら個性豊かな景観を「まもり、そだて、つくり、つたえること」、「市民・事業者・市が一体となって進めること」、「長期的、総合的な視点で取り組むこと」この3つを基本姿勢としています。

新潟市では、新潟市全域を景観計画の対象区域と定め、その中に二つの特別区域を定めています。信濃川本川大橋下流沿岸地区と二葉町1丁目1区地区になります。この特別区域以外の場所は全て「一般区域」となります。

景観計画及び景観条例に基づく主な施策は5つあります。『景観の形成』としては「景観計画区域内の行為の届出」、「景観重要建造物・景観重要樹木」の2つ、『市民活動支援』としては、「景観形成推進組織の認定・助成」「まちなみ整備ならね協定促進事業」「表彰(景観賞)」の3つがあります。

1つ目の施策「景観計画区域内の行為の届出」についてです。「施策の概要」としては、一定規模を超える建築行為等を行う場合、景観に与える影響が大きいとして、届け出てもらい、景観への配慮の基準である「景観形成基準」に適合しているか審査しています。また、景観アドバイザー制度を利用し、より良い景観となるようアドバイスを付加していま

す。

では、一定規模ですが、「一般区域」については、高さが 15m を超える、延べ床面積が 1000 m² を超える建築物、高さが 15m を超える工作物が届出の対象となっています。

この施策を行う目的は 3 つあります。1 つは計画を景観アドバイザーにも見てもらい、計画自体をより景観上配慮された計画へ導くことです。2 つ目は市との協議を通じて設計者や事業者の意識を向上させること。3 つ目は、景観を乱すような建築物や工作物にならないようにすることです。

参考までに、平成 23 年度の届出件数は 172 件、平成 5 年から届出を開始し、平成 25 年 1 月末時点で累計 3767 件となっています。

施策の成果ですが、この届出制度を通じて、届出が始まったころに比べ、近年の届出は当初から景観上の配慮がなされるようになりました。また、平成 18 年度末の条例改正により、基調色に関する明確な基準ができ、極端な色遣いの計画はほとんど見られなくなりました。

マンション建設ラッシュ時の信濃川沿岸における周辺からの高さ方向の突出感に対し、平成 18 年暫定基準として 50m の高さ制限を「景観ガイドライン」として制定しました。その後、平成 19 年の景観計画策定に合わせ、信濃川本川大橋下流沿岸地区を特別区域に指定し、50m の高さ制限を景観形成基準として位置付けました。景観計画策定後は、高さ 50 m を超える計画はなされていません。

補足ですが、基調色として使用可能な色は画面の黒い囲みの中になります。極端に鮮やかなものや濃すぎるものは避けていただいています。

写真は携帯電話の無線鉄塔です。高いもので 40m を超え、景観に与える影響も大きいことから、鉄塔のより良い景観の在り方について、届出を通じて事業者と協議してまいりました。左の写真は従来型で、亜鉛メッキ色（グレー）、3 本柱型。右の写真は近年の標準タイプで、鉄塔に薄い青系の着色を施し、形状もできるだけシンプルなモノポール型を採用していただいています。

今後の展開ですが、地域ごとの実状に合ったきめ細かな基準づくりを目指します。

現在、特別区域は 2 地区で、その他は一般区域として一律の基準で審査しています。今後は地区ごとの特色ある景観を考慮し、地域住民と協同して基準づくりを行い、特別区域を増やしていきます。すでに、特別区域の信濃川本川大橋下流沿岸地区については、暫定基準としての高さ 50m を検証し、信濃川沿岸のエリアごとの特徴を活かした景観誘導手法を検討します。

第 18 回の審議会において、コンビニエンスストアなど建物規模が小さくとも広めの駐車場を持つ計画については道路景観への配慮が必要であり、届出の対象としてはどうかという提案がなされました。このことについて検討した結果、景観全てに行政が係わることは不可能であり、意識改革こそが遠い近道であると考え、届出基準の見直しなど制度的対応ではなく、関連する業界へ働きかけを行っていくことといたします。

検討経過の参考データをご説明します。

平成 24 年 1 年間にコンビニエンスストアとして建築確認がなされたのは 14 件ありました。その規模を見てみると延べ床面積は 150 m² ～ 210 m²。敷地面積は 580 m² ～ 2600 m² でした。仮に、これらの計画を届出対象とすることを考えてみると、延べ床面積 150 m² を超えるものは 1120 件あり、第 18 回の審議会では敷地面積も基準に取り入れてはとのお話もあ

りましたので、敷地面積 580 m²を超える条件をさらにあてはめると、対象件数は 398 件となります。この内、延べ床面積が 1000 m²を超えるものは 127 件あり、これは現行基準でも届出の対象となっています。この 398 件から 127 件を除いた 271 件が新たに届出が増加する件数となります。この 271 件の内、広めの駐車場ばかりが目立つ計画は建物用途から推測すると、33 件ありました。これら 33 件を届出対象とするために、270 件を超える届出を増やすことは現実的でない判断しました。

全市域一律の基準で届出対象とするのではなく、特別区域などにおいて、特別なルールとして、対象化を検討する。また、対象となる業界が限定できることから、まず関連する業界への働きかけを行うべきとの判断に至りました。

続きまして、主な施策の 2 番目「景観重要建造物及び景観重要樹木」です。

施策概要としては、地域の景観形成上重要な建築物及び樹木を指定し、可能な限り現状を維持してもらう。道路等公共の場から見ることができ、シンボリックな特徴を有するものを指定します。

施策の目的としては、建物や樹木の維持はもちろんですが、指定することで、市民や住民に対し、それが地域にとって大切な物であることを意識していただいたり、持ち主に誇りを感じていただきたいと考えています。今のところ建造物・樹木とも指定はありません。

今後の展開としては、現在中央区の白壁通地区において、景観重要建造物・景観重要樹木も含めて地域住民と勉強会を行っています。

施策の 3 番目、「景観形成推進組織認定及び助成」です。

住民の景観を考えるきっかけづくりや住民活動初動期の資金支援、さらには活動による住民の意識向上し地域景観の維持向上につなげることを目的に、一定区域における景観形成活動を行う組織を景観形成推進組織として認定し、景観形成に関する活動に対し年間 20 万円、最長 5 回までの助成を行っています。景観形成推進組織として認定した団体は画面の 6 団体で、助成金を利用した団体としては、赤字の 4 団体です。

二葉町 1 丁目 1 区景観形成推進会は、活動を通じて景観の意識を高め、地区独自の景観ルールをつくり、特別区域になっています。

ウエルカム下町推進委員会は、助成が終わった現在においても、地域の宝物であるツツジを用い、毎年 5 月初旬に「つつじ祭り」を開始しています。来年度は、地域住民向けに景観フォーラムを企画しています。

小須戸本町通り町並みを考える会は地域の景観の特徴や景観形成の方向性をまとめた報告書を昨年度作成しました。

古町花街の会は小須戸本町通り町並みを考える会と同様の報告書を現在作成中です。

今後の展開としては、施策として有効であると判断し継続していきます。景観形成推進組織に対して、資金支援だけでなく、人的支援も継続的に行い、地域の景観ルールづくりにつなげていきます。地域住民の意識を高めつつ、特別区域の指定を目指します。

施策の 4 番目、「まちなみ整備なじらね協定促進事業」です。

歴史等感じられるまちなみが残っている地域及び日常的に人通りやにぎわいが見込める地域において、連続する 3 軒以上の住宅等を核に、魅力的な景観形成につながる協定を住民自ら締結し、その協定にもとづく改修について、基本計画の作成費用や改修費用の一部を助成しています。助成内容は補助率は全て二分の一で、それぞれの上限が、基本計画策

定 15 万円、建築物の改修 50 万円、工作物の改修 25 万円です。この施策は協定策定を通じて、地域住民の景観意識を高めていただくこと、協定に基づく改修を支援することでまちなみ環境を改善することを目的としています。協定締結地区は上古町地区、亀田本町地区、小須戸本町周辺地区の 3 地区で、3 地区とも協定に基づき改修が行われています。古町通 8・9 番町周辺地区においては、現在協定を作成中です。

江南区亀田本町地区と秋葉区小須戸本町周辺地区の改修事例をご紹介します。

画面は亀田本町地区の改修前後の写真です。建築物としては外壁、工作物としては看板に助成金が使われています。

画面は秋葉区小須戸本町周辺地区の改修前後の写真です。建築工事としては外壁の塗装、雁木柱の塗装、工作物としては、雁木日除けテント取り換え、日除け幕新設などに助成金が使われています。

今後の展開として、協定締結地区については、改修場所を核に、地域住民の制度理解を深め、協定に参加し、改修してくれる人を増やすことで、まちなみ景観を向上させます。一般の地区については、制度や改修事例を紹介し、協定地区を増やしていきます。

施策の 5 番目、「表彰（景観賞）」です。

施策の概要としては、優れた景観形成に寄与している建築物等を市民から公募し、その所有者等を表彰する制度です。優れた景観の形成や維持に関わる人を表彰することはもちろんですが、賞を通じて新潟のお宝景観を発見する、賞を通じて、市民が景観に対し関心を持ってもらうことを目的としています。

施策成果ですが、平成 7 年度に第 1 回都市景観賞を開催し、3 年ごとに開催し第 4 回まで開催いたしました。200 個所を超える新潟のお宝景観が把握できました。景観賞及び応募個所をまとめた景観ガイドマップを通じて、市民に景観を意識させることができました。

画面は第 4 回都市景観賞の応募個所をまとめた「景観ガイドマップ」です。第 4 回はお宝景観 30 選を選びました。この都市景観ガイドマップは、応募個所の写真とマップがセットになっており、応募個所を探していただける仕掛けになっています。

今後の展開としては、集めたお宝景観を景観計画区域内の行為の届出において配慮すべき景観ポイントとして活用します。集めたお宝景観を景観形成推進組織の活動地域や、なじらね協定の助成対象地域における地域の景観資源として、景観形成の活動や地域のルールづくりに活用します。

では、次に二つ目の柱である。「屋外広告物」について、ご説明いたします。

新潟市では、屋外広告物法に基づき、新潟市屋外広告物条例を平成 7 年に制定しました。この屋外広告物条例に基づき屋外広告物行政が行われています。屋外広告物条例では、良好な景観形成や風致の維持、公衆への危害防止を目的としています。このための屋外広告物や屋外広告業者に関するルールが定められています。平成 18 年の改正で屋外広告物に関するルールが強化されました。屋外広告物に関するルール（規格基準）の例を画面に示しています。一例ですが、平成 18 年の改正では、壁面広告については、表示面積に関して壁面面積の 4 分の 1 以内となりました。

屋外広告物条例に基づく主な施策は 5 つあります。『適正な設置』としては「景観事前協議」、「設置許可申請」、「屋外広告物の登録」、「地域特性に対応した地区の創出」の 4 つがあり、『違反広告の適正化』としては、「屋外広告物適正化事業」があります。

1つ目の施策「屋外広告物の景観事前協議」についてです。

「施策の概要」としては、一定の要件を満たす屋外広告物が設置する場合、良好な景観に与える影響が大きいとして、設置許可申請前に景観に関する事前協議を行う制度です。企画基準に反していないか確認するとともに、景観アドバイザー制度を利用し、より良い屋外広告物となるためのアドバイスをしています。

この施策の目的は、景観アドバイザー制度等を利用し、より景観上配慮された計画へ導く。助言・アドバイスを通じての、設計者・事業者の意識向上を促す。景観を乱すような広告物を作らせないことです。

施策の成果としては、参考データとして平成23年度の景観事前協議件数は37件です。平成19年開始したこの制度は平成25年1月末時点で累計223件です。事前協議したものについては、趣旨を理解し改善等していただいています。

今後の展開としては、屋外広告物設置前の景観検討支援として有効であり、施策を継続します。

景観事前協議の事例をご紹介します。画面は萬代橋袂のビルですが、左側が当初計画で右側が協議した結果の現況の写真になります。屋外広告物条例の規格基準では当初計画の広告物も設置可能です。ですが、新潟市民が大切にしている場所であることをご理解いただき、必要最小限にとどめていただきました。こちらと同じビルですが、機械式の駐車場部分にも壁面広告が付く予定でしたが、こちらは取りやめていただいています。

施策の2番目、「屋外広告物の設置許可申請」です。

施策の概要です。ルールに則った屋外広告物を掲出いただくため、屋外広告物を表示又は設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。許可に際し、規格基準に適合しているか、禁止地域外であるか、禁止物件への掲出でないかについて、設置する区の区役所にて確認しています。許可期間は最長3年間で、3年ごとに更新の手続きが必要です。

施策の成果として、年間1200件以上の許可を行い、ルールに基づく屋外広告物を掲出させています。

今後の展開としては、平成18年度に規格基準の改定を行っており、従前に比べ、より景観に配慮した内容になっています。引き続き現行の規格基準により許可申請を行っていきます。

施策の3番目、「屋外広告業の登録」です。

施策の概要としては、新潟市内において、屋外広告物の表示、掲出する物件を設置する者が登録しなければならない制度です。登録の有効期間は5年間で、登録に際し、営業所には業務主任者を置く必要があり、業務主任者は屋外広告物講習会終了者等の有資格者であることが条件となります。

この施策の目的は、良質業者による屋外広告物の設置と登録業者の意識向上になります。

施策成果として、平成25年1月末現在での登録事業者数は416件です。

今後の展開としては、一般事業者の方が新潟市内で屋外広告物を設置しようとした場合、新潟市のルールを把握した登録業者をご指定いただくため、登録制度の一般事業者への周知に努めます。また、現在、書類でしか閲覧できない登録事業者を市役所のホームページ等で公開することを検討しています。

施策の4番目、「地域統制に対応した地区の創出」でそのうちの 하나가「広告物協定地区」です。

施策概要としては、屋外広告物条例上、一定の区域内の土地所有者等は、当該地区の景観を整備するため、広告物等に関する協定を締結し、市長に認定を求められることができるとされています。これは、一定の区域内の土地所有者等による協定を認めることで、区域内の自発的な景観形成を促すことを目的としています。

施策成果としては、平成21年2月に鳥屋野潟湖南地区屋外広告物協定を認定し、協定締結者により、地域特性に応じた広告物の掲出をしていただいています。

今後の展開としては、広告物協定地区に関する動きがあった場合は、技術的援助を行い地区内の景観形成を支援します。

もう一つは、「広告物活用地区」です。

屋外広告物条例では、屋外広告物を積極的に活用する必要があると認める地区を広告物活用地区として指定することができます。

この地区においては、規格基準及び禁止物件について、別に定めることができることになっています。これは地区の特性に応じた規格基準等を定めることで、地区の魅力や活力を維持・向上させることを目的としています。広告物活用地区は現在指定はありません。

今後の展開としては、広告物活用地区の指定に向けた検討を行っていきます。

施策の5番目、「屋外広告物適正化事業」です。

違反広告物を減らし、屋外広告物のルールを周知徹底するため、屋外広告物法及び新潟市屋外広告物条例に違反している広告物について、その適正化を図るため指導しています。路線ごとに現況調査を行い違反広告物の把握に努めています。屋外広告物禁止物件（電柱、街路樹等）に掲出されている簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板等）の除却作業を民間事業者へ委託し行っています。違反広告物として把握したものについては是正指導し、手続き違反については許可申請に、許可基準違反・禁止地域違反については、是設計画書を提出させ、改修又は撤去を促しています。また、違反簡易広告物については、年間を通じて除去しています。今後についても、違反広告物の把握及び是正指導を粘り強く続けていきます。

景観行政の今後の方向性について、これまで景観行政において、景観計画区域内の行為の届出（一般区域）や屋外広告物の景観事前協議など、新潟市全域の景観向上に力を入れてきた結果、一定の成果が上がってきています。

新潟市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）において、めざす都市のすがたとして、『田園に包まれた多核連携型都市新潟らしいコンパクトなまちづくり』を掲げています。多核として8区それぞれが自立した個性ある生活圏となり、これらが連携することにより発展する都市となることを目指すものです。このためには、区やより小さな地域ごとの個性（自然、歴史、文化、にぎわい）に着目し、地域ごとの特色ある景観づくりが重要となってきます。そこで、景観行政として、地域ごとの特色ある景観づくりに力を入れていきます。地域住民と協働しながら、景観形成推進組織による活動や、なじらね協定による修景など動き始めた地域レベルでの成果と景観賞で発掘した景観ポイントのストック、届出を通じた意識改革など、これまでの各種施策成果を有機的に結びつけて、市民・事業者とともに地域ごとの特色ある景観づくりに努めていきたいと考えております。

最後に捕捉で説明させていただきます。

第18回審議会で、自動販売機についてのご意見がございました。意見要旨としては、「無秩序な自動販売機の設置が景観を阻害しているのではないか。現況を調査し問題がないか確認できないか」というものでした。このことについても、地域ごとの特徴ある景観づくりを進める上で、地域の状況に応じ調査等してまいります。事務局からの説明は以上です。

(大熊会長)

どうもありがとうございます。ちょっと長かったようですけれども、ただいまのご説明に関して、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。20年間やってきたから、全部把握するのは大変かと思いますが、いかがでしょうか。議事録を作成する必要があるので、マイクを使っていただくことと、発言前にお名前をお願いいたしたいと思います。

(佐藤妙子委員)

佐藤です。景観重要建造物の2ページなのですけれども、今後の展開で中央区白壁通り地区というのがあるのですけれども、これは、特別区域の二葉町1丁目1区地区に入っているのでしょうか。

(事務局)

お答えさせていただきます。二葉町1丁目1区とは、別の地域になります。白壁通り地区は、行形亭さんの前の通りです。ここは住民の方たちと勉強を始めた状態でございます。二葉町1丁目1区は特別区域として、ルールづくりまで済んでいるような別の地域になります。

(佐藤妙子委員)

テレビを見ていたら、村上の人形さんめぐりの番組がありまして、そのときに、「喜っ川」という鮭を製造する方が一生懸命になってまちおこしをされていて、黒壁通りという、黒壁を市内に全部やるという施しがあって、すごく景観がきれいだなと思ったのですが、それは黒なのですけれども、今のお話で白壁通りとあったので、それに対抗して、それもいいことだなと思ったのです。小千谷の方でもおひな様、浮世絵でまちおこしとかで活性化をやっている、すごいなと思ったのですけれども、村上も一生懸命なので、景観をよくしようということがあって、何とか新潟市も頑張ってもらいたいなと思って、今ちょっと聞いてみたのですけれども。

(大熊会長)

何かそれに対して回答はございますか。村上の黒壁通りは、かなり広いですね、この白壁通りよりずっと。

(事務局)

ありがとうございます。村上の黒壁プロジェクト、よく承知しています。あれのすごいところは、市民がやっているというところです。だから、市役所がどうのこうのではなくて、ぜひとも意識を持った方々が動き出していただけのように、我々も一緒になって勉強したり、応援していきたいと思います。

(大熊会長)

そのほか、いかがでしょうか。

(高橋昌子委員)

消費者協会の高橋と申します。小須戸地区の方で地区協定をなさって、こういうふうに変えられたということなのですが、それは1軒だけではなくて、ある程度まとまった区域がそういうふうになっていないと、せっかくやっても1軒だけというのでは何もならないと思うのですけれども、その辺はどんなふうになっているのかをお聞きしたいのですけれども。

(事務局)

連続する3軒以上の住宅を核に協定を結んでいただくと先ほどもお伝えしましたが、協定の及ぶ範囲について認定を行います。写真でお見せしたのは1軒ですが、今年度は2軒の改修をしています。来年度も引き続き、改修予定のお宅もごぞいます。今後も、もっと多く改修していただけるよう働きかけていきたいと考えております。

(星野委員)

新潟地域整備部の星野ですが、これからの取組に関してですが、前回、第19回の際に新大の西村先生が、届出時期について、今現在は工事着手の30日前ということですが、なかなかそれでは時間的に厳しいということで、確認申請の30日前というふうに言われていたのが強く印象に残っていたのですが、これについてはどういうふうにご検討されているのでしょうか。

(事務局)

19回の審議会のときにも少しお話をさせていただいたのですが、まずは民間の方の早期届出に向けて、今年度は新潟市の建設計画を対象に、早めに相談していただくような試行をしている次第です。その試行を踏まえて、順次、その幅をどんどん広げていきたいと考えております。

(加藤委員)

ちょっと話が違うのですが、屋外広告物の申請をすると、看板の面積によって手数料を支払っています。新潟市へ納付されている金額が年間いくらからいで、それがどのように使われているのか、もし分かったらお聞かせ願いたいと思います。看板を作る人が出すのではなくて、掲載している人が出しているわけですから、皆さんも看板を作っておられれば、10㎡を超していればお支払いしているはずですよ。

(事務局)

今、手元にそういった金額はないので、後日、調べたうえでお答えさせていただきたいと思っております。

(大熊委員)

ちょっとよく分からないのだけれども、もう一度、お願いしたいと思っております。10㎡以上の広告を出すと手数料を市に払わなければいけないということですか、税金みたいですね。

(加藤委員)

税金ではないのですけれども、手数料です。

(大熊会長)

ちょっと趣旨を説明してください。

(事務局)

新潟市の屋外広告物の制度ですが、掲出に際し、広告物のルールにのっとっていただく必要があるのですが、自家用の広告物で面積が全部で10㎡以下であれば許可不要でつけていただいかまわらないという制度になっています。10㎡を超えますと、先ほどの許可申請、広告物のルールにちゃんと合っているかどうかという確認をする必要が出てまいります。それで、先ほどお話が出ていたのが、その許可に対しての許可申請の手数料、事務手数料をお支払いいただいているということになります。

(大熊会長)

分かりました。いろいろ事務手続きもあるだろうし、審査することもあるでしょうから、手数料が必要になると思います。

(砂田委員)

砂田です。今の点なのですけれども、そうすると、10㎡以下のものについては、許可申請自体がいらないという、そういうことですか。

(事務局)

そうです。合計で10㎡以下であれば、そういうことです。

(高松委員)

ユニバーサルカラープランナー協会の高松でございます。

2点ほどお伺いさせていただきたいのですが、まず1点、景観賞の表彰についてでございます。4回にわたって表彰されたということなのですが、これに関しましては、市民にどの程度のフィードバックがなされておりますでしょうか。公共施設等に配布されているのは当然のことだろうと思うのですけれども、自治体の人たちがどの程度把握しているのか、新聞等を見る方はいいのですが、なかなか見ないですね、細かい文字は。特にお年寄り。市民の一番の有効的な仕組みは、自治会を使うのが一番いいかなと考えています。せっかくのパフレットを自治会を通じて配布されているのでしょうか、それとも回覧で回すとかというふうなことを考えていいかと思うのですけれども、その辺、どの程度のフィードバックがされているのかということが、まず1点目です。

それから、2点目ですけれども、先ほど屋外広告物の高野不動産の映像を見させていただきました。これは基準に合っているけれども、お願いしたということですよ。私はとてもそれはすばらしいことだと思っております。気になりましたのは既存のもの、その上にある立川さんの、あれは何とかならないものかとお願いはしなかったのでしょうか、それとも、したけれども、無理だったのでしょうか、立川さんはインテリアですから、どっちかと言えば、色的なことはもっと関心を持っていただいて、企業努力もしていただきたいなと思うのですけれども、その辺のところにも取組というか、お願いはされたことがあるのかなのか、その辺のところはちょっと気になっていました。お願いいたします。

(事務局)

まず、景観賞の方でございますが、景観ガイドマップというものを作りました。時間がたっているのですが、現在、配布ですとか、皆さんが現物をお手元に取りやすい体制にはなっていないのですが、景観賞をやってガイドマップを作った当時は、市役所の主だったと

ころ、連絡所レベルまで、皆さんがお手元に取りれるような形で置いてありました。ご質問にありました自治会レベルでの回覧ですとか、そういったことまではその当時は行っておりませんでした。ただ、賞の周知や公募に際しましては、当然ですが、市報にいがたを使ったり、主な駅や公共施設において、できるだけ、目に触れるよう働きかけをさせていただいたところではあります。

2 番目の萬代橋ビルディングの広告物でございますが、高野不動産さんの場合、建物の持ち主でございますので、建物への社名表示ですので、15m以上の壁面に掲出できることとなります。計画自体は、広告物の基準には合っています。ただし、これが、貸し看板のようなものであれば、15mを超えるような壁面には、掲出できないこととなります。

あと、ご質問の屋上広告、立川ブラインドさんの広告でございますが、こちらは景観事前協議の制度をやる前からついているものかと思っております。こちらの内容を変えたりするような場合は、事前協議をしていただくこととなります。ですので、こちらについては、おそらく協議等はしていないのではないかと考えております。確認しないと分かりませんが、景観事前協議の前の自主条例だった時代には、広告物については建物と合わせて協議をしておりましたので、そのときにひょっとすると協議している可能性もあるのですが、おそらくしていないと思っております。

(高松委員)

景観の推進というところから考えますと、交換するときというよりも、どちらかと言えば、信濃川に非常に近い重要な位置でもあります。非常に彩度が高い黄色なのですから、その辺のところからしてお願いをしてみるという、ちょっと進んだ行為も必要ではないかなということを感じています。いきづらいことは確かでございますが、ぜひ、その辺も考慮していただきたい。業界で推進する広告のあり方というか、そういうのを推進するときに、何らかで話題性を持たせながらということにすると、銀座のマツキヨも結局は既存のものだったのですが、銀座にふさわしくないということで変えております。意識を持っていただければ変わる、何も言わなければそのままですので、そういうことも今後はさせていただいたらありがたいと感じております。

(大熊会長)

ご意見、ありがとうございます。ということを経理局、よく考えておいていただければと思います。では、黒野先生から。

(黒野委員)

黒野ですけれども、感想みたいなことなのですからけれども、今後の方向性で、地域ごとの特色を重視する方法を出されておりましたり、ご説明の中で、一貫して状況の調査をされて、設計者の方や事業者の方と協議なさって進めておられるというのは、ぜひ、今後も続けていただくようお願いしたいと思います。すばらしいことではないかなと思います。

といいますのは、私も以前に景観アドバイザーを手伝わせていただいたことがありまして、外から来られる事業者は、こういうものは非常に派手派手しい色彩だったり、いろいろな形だったとしても、これが今全国的に流行っているから新潟に作ってやるぞみたいなことを言う場合が多くて、そういうときに、新潟市はこういうふうにしていますということ、一貫してやっていますということが言えるということが、アドバイザーの方に

とっても力になることだと思いますので、こういうふうが続けていただいているということが、やはり素晴らしいことだと思いますし、これからもお願いしたいと思います。また、ご説明の中で、だんだん配慮がなされるようになったこと自体が、こういうことをやっていただいていることの成果だと思いますので、ぜひ、今後も引き続きお願いしたいと思います。

それからあと、特別区域を増やすという方向性につきましても、それもやはりおっしゃられたとおりで、地域が広く、そここの特徴というのがありますので、そういったことをここに書かれていますように、地域住民と協働してということが、その地域の期待にこたえることになるとと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。さっきご説明がありました、二葉町の1丁目のように、住宅地の自分たちの住む環境をよくしようということは素晴らしいことだと思います。自分の商業の発展のためにだったら、そういうようなものは各地にあると思うのですけれども、そういうことも大事にしていただければと思います。

あと、屋外の広告物についても基本的に同じなのですけれども、例えば一方で、見本になるようなものを考えていただけていただけるとも大事ななと思ひまして、電柱とかそういうのに掲出されているものについても、そもそもその電柱自体をもうちょっと何とかしていけないかですとか、あるいは例えば今後考えられます重要景観建造物とか、そういうものができたときの案内をつけられるときに、例えばヨーロッパだとかだと、そういうものの案内は茶色のようなもので統一されていると思うのですけれども、そういうような意味で国際的に外国の人が来ても、そういうのがあるなと色で分かるとか、そういう点もあるかと思ひますので、何か見本になるような広告みたいなことも、もしお考えいただければ、参考になるのではないかと思ひました。

(伊藤委員)

公募委員の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。せっかくの機会でありますので、ちょっとご質問させていただきたいと思ひますが、私、本当に素人でございますので、市民レベルの質問になりますが、先ほど高松委員からもお話があった景観賞の件で、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。先ほどのご説明でちょっとなかった部分がありましたので、3年ごとに第4回までということでございましたが、3年ごとというのは意味があるのか、次はいつなのかというところがちょっと気になりました。景観ガイドマップ、今は手元に配られるものがないということだったので、例えばホームページからダウンロードができるよとか、そういった何か、今市民にアプローチできる方法があるのか聞かせていただきたいと思ひます。私も委員になりましたので、なるべく興味のない市民たちに、こういったものがあるよというふうに話ができる、まずは、これがきっかけづくりになるいいアイテムかと思ひまして、そのあたりを聞かせていただきたいと思ひています。

個人的には、新津に住んでおりまして、新津の駅前の雁木アーケードが撤去されまして、寂しい駅前がさらに歩きにくくなったなということで、利便性と景観がバランスよく、商店街の皆さんに考えてもらえたらいいなと感じている次第でございますが、最後のコメントは余計なことでしたけれども、雨が降ると、ないことに対して、こんなにアーケードが

大事なものだんだということを感じておりました、雪国なのに何で撤去かなと、景観とは関係なくて申し訳ございません。景観賞に関して、質問をお願いいたします。

(事務局)

景観賞についてのご質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。景観賞ですが、1回目から3回目については都市景観大賞という形で一番いいものと、あと、それに追随するものということで選ばせていただいております。4回目は、合併したこともありまして、形を変えて、先ほど写真でも出ていたのですが、お宝景観30選ということで、大賞を一つ決めるということではなくて、各地域のいい景観を30ピックアップしたというのが、最後に開催しております4回目になります。ホームページの情報といたしましては、過去4回分のガイドマップがダウンロードできるような形をとっていただきまして、申し訳ないのですが、この30選の情報だけはホームページで、公開している状況でございます。この都市景観賞については、30選で一応一通りのお宝景観を探したのではないかとということで、次の景観賞は、今のところ企画はしていない状況です。

(伊藤委員)

完了したというか、実施済みということですね。

(事務局)

そうですね。また形を変えて景観賞というか、そういった賞を行うかもしれませんが、今のところは企画しておりません。

(大熊会長)

それでは、今まで決めたものは、もっと大いに宣伝していただくという形をとっていただきたいと思います。大賞を含め、過去の応募も全部、ホームページで見られるようにしてほしいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

過去の景観ガイドマップをダウンロードできるようにします。

(大熊会長)

そのほかに、いかがでしょうか。

(佐藤妙子委員)

今の景観賞なのですけれども、新潟市でほかにコンクールとか、新潟県のシンボルになるような写真を募集したりというのがあったのですけれども、市でやるというのがあまり目立たないのではないのでしょうか。例えば新潟市のシンボル、ビッグスワンとか、そういうのを選ぶコンテストが景観賞ではなくて、ほかにもなかったですか、新潟市か県か何かの、写真のコンクールみたいな。

(事務局)

観光写真でしょうか、あるいは夕日とか。

(大熊会長)

そういう情報も少し集めて、その中でどうあるべきか考えていただきたいと思います。

(大熊会長)

中村さん、そういう写真コンクールとか何か知っていますか。

(中村委員)

中村です。先ほどの景観賞に関して私からの意見なのですが、3年に一回ということで、今止まっているようでは、今後やる際には、その中に広告物を入れる必要があるのではないかなと思うのです。それは広告物というのは、景観に与える影響が非常に大きくて、現状、個人個人にデザインとか任せて、場所によっては色調を抑えるという操作がなされているとは思いますが、こういった景観賞を制定することによって、よりいいものを作っていきかけになるという点から、景観賞の中に広告物を入れていくという工夫が必要かなと思います。意見です。

もう一つ、この間の審議会で、コンビニに樹木を植えたらどうかと、そういう提案をしたらどうかということがあったと思うのですが、それと少し関連して、景観形成上、重要な建築物というより樹木、これは新潟市内で結構あると思うのですが、具体的にオークラホテルさんの脇に柳の木が2本あったのです。それが台風か何かで折れてしまったのです。私、写真を撮っていて、あそこがすごくよかったのです。萬代橋を見るときに、それを透かして見るということをよくやっていたわけですが、その写真が今残っています。お見せできればいいのですが、それは私の個人的な意見かもしれませんが、よかった樹木を復活させると、あるいはコンビニのように、そこにこういう樹木があったらいいんじゃないかという提案みたいなものも、アドバイザーの方々にちょっと考えていただいて、提案していくということもあっていいかなというふうに思います。樹木も大切だということです。景観の上で、樹木と広告物は非常に大切だということでもあります。

それと、この写真を見ていて、結構皆さん気になるのではないかなと思うのですが、もちろん彩度が高い黄色い看板はもちろんそうだと思いますけれども、これは先ほどできるだけお願いした方がいいのではないかなという話もあったと思うのですが、その隣のNTTの長井亮之さんの絵ですよね、これは看板に当たるのかどうかということは私はよく分からないのですが、看板に当たるとすれば、これは申請が以前の申請でしょうから当時問題なかったのかもしれないけれども、今現在どうかなという疑問点が非常に大きいです。これは美的感覚、絵自体はいいとしても、これを選んでここに描くに当たって、どなたがどうかかわったのかなというのが、ちょっと心配なのです。今後の問題もあると思うので。本川大橋のかもめの絵はなくなったので、すっきりしていいですよ。青の水門がいいかどうかという問題はもちろんあると思うのですが、それはカラーコーディネート的なところかなとは思いますが、一つ一つ検証するものがたくさんあって、既存のものであっても、こういうふうにした方がいいんじゃないかということは、どこかで行われているのかなというのが疑問なので、ちょっと聞きたいと思うのですが。

(大熊会長)

今の質問に対して、ちょっとその前に、このままいくと、12時にはとても終わらないという状況になってきていて、10分か15分くらい延長しそうなので、その辺、よろしく願いいたします。

(事務局)

長井亮之さんの朱鷺の絵ですが、広告物に該当します。18年度の条例改正に伴って、この大きさの広告物はもうつけられないような改正はさせていただいているところです。

長井亮之さんの絵がつくに至った経緯ですが、私も当時、景観担当ということで当事者の一人です。ブロードバンドが流行の時期でして、当初、ブロードバンドの内容の

大きな広告がつくという計画でした。うろ覚えですが家族が大きく写っていたように思います。萬代橋直近ということで非常に大事な場所なので、何とか一般の広告ではなくて、大きさや内容等も含めて景観上の配慮をしていただけませんかというお話で何度か協議をした次第です。それで、どこにでもある広告物ではなく、新潟市の大切な場所に掲出する広告ということでここだけは、郷土の画家である長井亮之さんの朱鷺の作品を使用し、ブロードバンドをPRすることになりました。実は、あまりめだちませんが、小さく下の方に「ブロードバンドはNTT」と描いてあると思います。いろいろ経緯を経て、やっとあそこまでやっていただいた感があります。

(中村委員)

社会問題化する必要があるのじゃないかなと思うのです。これは変だよという人が結構いると思うので、個人的な意見かもしれませんが。

(大熊会長)

市民の意識もだいぶ変わってきているということで、また何かのときに再検討していただければと思います。

(高松委員)

高松でございます。中村先生と同意見でございます。それと、お宝景観30選で一区切りということですが、市民に認識していただく、意識改革するというのであれば、引き続き、お宝ではなく、今度は景観ということで、私は三十何年と公共の会議で景観10選というのをやっているのですが、その関係でも、やっぱり継続するというのが大事だと思うのです。ですから、そういう形にして、私も広告物は広告物のジャンルとして、ぜひ、そういうテーマで景観賞ということで、引き続きやっていただきたいと思っております。

(加藤委員)

今、屋外広告物のコンクールという話が出ていましたが、7年前まで10回以上、新潟県、新潟市とうちの組合とでコンクールをやっていました。それは、あるときは、看板をこうした程度の大きさで描いて、それを募集して、その中から賞を決めるということもありましたし、先ほど出ていた看板の写真を撮って、こういういい看板があるよというような写真展ときもあります。十何年続けてきたのですが、7年前だと思うのですけれども、市も県も予算がつかなくなったということもありまして、また、組合もお金がないということでやめになったと思います。できれば、今話が出ているので、また看板に限らず、そういう写真展みたいなものやってもいいのかなと思っています。

(大熊会長)

そのほか、よろしいですか。私からもとりあえず意見だけということで、保存樹がありますよね、保存樹と景観重要樹木、これとの関係をつけてほしいと思います。いい保存樹がたくさんありますから、それも景観樹木にしていった方がいいと思います。

もう一つ、非常に難しいのは分かるのですが、新潟の田んぼを見ると、茶色の帯がずっとあって、その中に稲が生えるという、要するに除草剤で真っ茶色になっているわけです。だから、田園の景観といったときに、あれをどう感じるかなんですけれども、私はかなり見にくいという感じはしているのですが、除草剤を規制するというのは難

しいのかもしれませんが、田園で特にそういうところを考えると、将来的にはそういう問題も出てくるのかなと、特に幅広く茶色になっているところが結構あるので、部分的にそういうところを考えていくのもあるのかなと、これはとりあえず意見だけです。将来の課題としておいていただければと思います。

申し訳ないけれども、もう一つの議案について、これも大変重要なのですけれども、多分今日は方向性をちょっと聞いて、次回ぐらいに徹底的にやりたいと思っていますので、まずは簡単にご説明いただいて、方向性について皆さんからご意見をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします

(事務局)

新潟市都市政策課の富田と申します。よろしくお願ひします。私の方から、「信濃川沿いのきめ細やかなルール作り」について、簡単にご説明させていただきます。お手元にA4の横の資料がありますが、こちらの方を概要版としてお配りしてありますので、ご覧いただければと思います。これに基づきまして、これから説明をさせていただきます。まず、新潟市の景観計画です。皆様に景観計画の冊子をお配りしてあるかと思えます。これからご説明いたしますのは、この中でも景観計画の中の特別地域であります信濃川本川大橋下流沿岸地区、この景観計画の図面がついております。この信濃川沿いの赤く塗られた部分についての新しい景観ルールについて、提案させていただきます。

まず、萬代橋を中心とした信濃川沿いの地区、こちらは新潟市を代表する景観の一つ、こちらの写真でもお分かりになりますとおり、信濃川があつて、やすらぎ堤があつて、萬代橋があるというような、新潟市のシンボルともいえるような景観でありますので、この景観を今後も残しながら、さらにもっとまちづくりとして魅力あるまちを作っていこうというようなルールを提案させていただこうと思えます。目標としましては、「萬代橋と信濃川の魅力を活かし、まちの価値を維持・向上させる景観づくり」という目標を立てまして、細かいルールについてご説明させていただきます。

経緯とこれまでの取組につきましては、前段のご説明でもあつたかと思えます。まず大きな流れとしましては、平成15年頃から信濃川沿いにマンションとか、大きな建物が見られるようになりました。その後、景観法に基づく特別地域ということで、スカイラインの連続性を保つため、高さをいったん50mというような規制をかけております。その後、現場の方の現状の課題なども見ながら、今回新しいルールづくりということで作業等を進めているところであります。

景観計画は平成19年にできまして、いったん高さを50mとさせていただきました。その後、信濃川沿いにつきましては、50mを超える高さはみないのですけれども、現場を見ますと、大きな壁が川側にせり出したようなマンションが見受けられたりとか、あと、50mという高さにしておりますので、50mまでなら自由に建築ができてしまうのではないかと、50mにした結果がまちなかの活性化に悪い影響を与えていないかというような課題が、今考えられていると思っております。

また、新潟市のまちづくりとしましては、やはり良好な市街地、市街地の環境の維持に本当につながっているのかどうかとか、萬代橋周辺の魅力の向上につながっているのかとか、大規模な建築物というのは、周辺の住民の方々にも与える影響がかなり大きいのではないかと

とか、いろいろな問題があるということで、今回、ルールづくりを進めております。

今回、このルールを作るに当たって信濃川沿い、萬代橋を中心とした空間のイメージを洗い出してみました。この萬代橋を中心とした川沿いには港があったり、古町とか萬代橋の歴史だとか、あるいはやすらぎ堤だとか水辺、自然というものが非常にたくさんあり、歴史、水辺、あとは新潟市の中心市街地でもありますので、賑わい、開放感、さらに萬代橋から上流を見ていくと、弥彦・角田というものが望める、とてもいい眺望のあるところでもありますので、弥彦山への眺望というようなイメージ、この空間イメージがこのエリアにはあると感じております。

さらに、萬代橋の周辺にふさわしいデザインの建物というのはどんなのだろうか、まちづくりを進めるうえで、市民の方々と一緒になって考えるような手続きが必要なのではないかとか、あとは、信濃川沿いの広大な川幅のある空間で、開放感を十分保つための手法が必要なのではないかと。あとは、やはりそういった大きな建築物を造るためには、もっと早い段階でいろいろな方々と協議する仕組みというものが需要ではないかというようなものを考えながら、ルールづくりの方に進んでおります。

お手元の資料の1枚目の下にもありますが、今回、景観ルールづくりの基本的な方針としましては、今は一律本川大橋から海に向かっての川の両側、同じルールがかかっておりますので、そこをもうちょっとエリアを細かくして、きめ細やかなルールを作ってみたらどうかと、その中でも50mの高さ規制というものをもう一度見直してみようではないかと、あとは地域やエリアに応じたきめ細やかなルールが必要ではないかと。あともう1点が、萬代橋からの弥彦山・角田山の眺望を守るための仕掛けが必要なのではないかと、3点目が、市民・地域住民との合意形成、やはり地域住民の方々と一緒になったまちづくりをする必要があるのではないかとというようなことで、今回、そのルールづくりの基本的な方針として、この3点を挙げさせていただいております。

次に、お手元の資料の裏面の細かい説明に入ります。画面に出ておりますのが、お手元の資料の裏側、今回は3つの視点で、きめ細やかなルールと弥彦の眺望を守る仕掛けについて、説明をさせていただきます。

まず最初の一つ目が、開放感と賑わいのある萬代橋周辺のまちなみ誘導ということで説明をさせていただきます。先ほど申しましたとおり、萬代橋周辺と信濃川沿いの赤いラインについては、高さ50m規制のかかっているエリアとなっております、その中でも特に萬代橋を中心とした八千代橋から柳都大橋の中心市街地の一部となりますエリアは、本来、都市計画でいけば商業地域ということでもありますので、もっと高い建物があってもいいような場所なのですけれども、そこをまず優先的に絞って、開放感と賑わいのある萬代橋へのまちなみ誘導について考えてみたものをご説明いたします。

まず、今からご説明するのはまだ案の段階ですので、仕組みの一例とだけいただければと思います。こちらの下の方の絵を見ていただきますと、その仕組みの一例として、いったん50mの高さ規制を30mまで下げてみたらどうかと、いったん30mに下げたうえで、次に新潟市のまちづくりにとってよい影響を与えるようなものは、段階的な高さを設定し、良好なまちなみを誘導できないかということで考えてみたところでもあります。

その中でもよい影響を与えるものとは何かということで、まず一番最初に、良好な市街地環境の維持・形成につながるもの、2番目に挙げたのが、萬代橋周辺の魅力向上につな

がるもの、3番目に挙げましたのが、地域との合意形成に基づいてできているようなものということで、この1から3番のこういったものをクリアすれば、まちなかにより影響を与えるというようなことから、こういったいいことをしたものにつきましては、例えば50mまでにしたり、もっといいことをすれば、ステップ3として50mを超えたりというようなことをできるような仕組みとなります。また、こういった仕組みをすることで事業者側、実際、大きなビルを建てる側の作り手側の創意工夫とか、いろいろなアイデア、いいアイデアを出してもらえば、こういった建物のまちなみ誘導が図れるのではないかとということで考えてみたものになります。

現状なのですけれども、ご説明したとおり、今は50mのラインまで建てられるような状況であります。ただ、これは緊急避難的な対応ということですので、今回新しいルールの一例といたしましては、いったん30mまで下げましょうと、その後、いいことをすれば50m、もっといいことをすれば50mを超えられるような仕組みというものを考えております。

続きまして、では、よい影響を与えるものということはどういうことだろうという考えなのですけれども、萬代橋周辺のエリアに必要なものということで、今までの課題とかを整理したうえで、いろいろなものが考えられるのですけれども、1点目は地域コミュニティの形成、2点目がにぎわいの創出、3点目は防災、あとは都市景観・デザイン性、あとは自然環境により影響を与える、そのほかとしましては、事業者の方からのいろいろなアイデアとか創意工夫を出していただいて、よいまちづくりにつながるような工夫ということで、いろいろな提案をしていただくと、そういったことをしていただければ、事業者側の創意工夫により、まちづくりにより影響を与える計画については、柔軟に建築物の高さを設定できるというような仕組みを今のところ考えております。

ちょっと分かりにくいかもしれませんが、絵でご説明しますが、今のところ50mというラインがありますけれども、それをいったん例えば30mまで下げましょうと、その四角い囲みの部分については、今のところこちらで考えていますまちづくりにより影響を与えるようなポイントの部分でありますけれども、例えば屋上に公開空地やにぎわい施設を造ってにぎわいに貢献したりとか、あとは川側の方にせり出さないで、セットバックしていただいて、川側の方に広い公開空地を造っていただくとか、あとはデッキをつけたりとか、例えば環境に配慮したり、防災とか津波避難ビルとか、そういったものをどんどんいろいろなアイデアを混ぜていただければ、いったん30mに下げたものを50mに、また、もっといいことをすれば、いいことという表現がいいかどうか分かりませんが、50mを超えるような仕組みを今現在考えております。また、こういったことをすることによって、いろいろな事業者さんからもいいアイデアを出していただいたり、また、行政の方も一緒に話し合いをする中でよりよいまちづくり、まちなみの誘導が図られるのではないかとということで考えております。

続きまして、その中でやはりよい影響を与えるものということで、それをどういうふうな形で判断するのかということところが重要になると思っておりますので、やはり分かりやすい、まちづくりの貢献度について誰もが評価できるような指針や制度というものを、これから考えていかなければいけないと思っております。ルールとしましては、例えばこれも案として萬代橋周辺で、これは都市計画の手法でありますけれども、いったん高さを30m

にしたうえで、まちづくりの貢献により、もっと高さを柔軟に設定できるような仕組みが作れるとかというように考えております。

また、それをどういった形で評価するかということで、例えば景観審議会、都市計画審議会、そういった審議会等で議論していただいて、そういったものを判断したらどうかとか、あと、さらに積極的に情報の公開というものを求めていきたいと思っておりますので、事業者さんの方から、開発構想を考えているときに事前協議を実施してはどうかというように考えているところであります。

引き続きまして、2点目でございます。もう一つ、エリアごとにきめ細やかなルールということで、今回一律、赤いエリアにつきましては、50m規制といろいろな一律の規制がかかっております。それを基本的には橋の部分でちょっとエリアをくぐっておりますが、1番、2番、3番、あと萬代橋周辺の地区が4番、柳都大橋から海側の方については5番ということで、こういったエリアを細分化して、さらにエリアのキーワードを拾い上げて、例えば萬代橋周辺であれば、歴史・水辺・にぎわい・開放感・弥彦山への眺望、すべてのキーワードがかかってきますけれども、逆に本川大橋の方、もっと上流の方にいけば、そこについては自然だとか水辺、開放感というようなキーワードがここにはつくよねというような考えの下で、エリアごとに細かいルールを作ってみてはどうかというような考え方を表したのになります。

3点目が、信濃川沿いの弥彦山・角田山の眺望を守る仕組みということでご提案したのになります。こちらの写真を見ていただきますと、遠くに弥彦山・角田山が望めます。これも萬代橋の右岸側から見ますと、現状は大きなビルがあって、若干見づらいというところもありますが、今回こちらの方で提案したのものにつきましては、やはり萬代橋を通るときに一番ベストスポットといたしますか、一番眺望がいい場所といたしますと、やはり萬代橋の右岸側の橋詰め広場、下流側の橋詰め広場、こちらのあたりから萬代橋を渡っていくと、上流側には天気の良い日は角田・弥彦山が望める、やすらぎ堤がずっと広がって緑が多い、とてもすばらしい景観が望める場所になりますので、今回はまず、こちらの場所を基準としたイメージを表した絵になっております。

これは、まだ詳しい調査は行っておりませんので、今の段階では写真だけのご説明になりますけれども、白い三角のエリアがあります。現状、萬代橋の橋詰めから、橋の上あたりから上流側を望みますと、例えば白いエリアの中に50mなり100mなりの高い建物がありますと、弥彦山とか角田山を遮ってしまうような状況になるのではないかと考えておりますので、今回はこういったエリアについて眺望を将来に残せるような仕組みというものを考えたのになります。その中でも、やはり守らせる仕組みとしましては、景観形成基準というものが川沿いにありますので、こういった白いエリアについても、景観形成基準をかけてみるような手続きができないとか、あと、開発構想の段階で事業者側の方から事前協議をしていただいて、行政なりいろいろな方々と協議をしながら、そういった計画を作っていただくような仕組みというものを考えているところであります。

これが、今ご説明いたしました部分ですけれども、これもちょっと想定の部分でしかないのですが、例えば萬代橋を基準としたときに、弥彦山・角田山を見たときに、ここがちょうど昭和大橋あたりなのですけれども、このあたりまでいけば、25mくらいの建物があると、ちょっと見えなくなる、この先もつとくと30m、もっと上まで行きますと

40m、50m、こういったものくらいの高さがあると、眺望を阻害してしまうおそれがあるのではないかなというようになっております。今回、今のところ考えておりますのは、例えば黄色いラインの中で景観形成基準を作って、早い段階で事前協議をやっていただくとか、そういったものを事業者側さんと相談しながら、まちづくりを進めていくというようなことを考えているところであります。

最後に、今すべてのところで事前協議というものを考えているということでもあります。これにつきましても、冒頭、相田技監の方から事前協議の簡単なお説明がありましたけれども、今現在は事業所側と建築計画がきちんと固まったうえで、行政と建築確認申請を行うような仕組みになっておりますので、そういったものはなかなか行政側に声が伝わらない部分が多いということもありますので、今考えているものにつきましては、大規模な建築物を造るときの開発構想を業者さんが考えている段階で、行政の方に協議をしていただくと、その協議の中でも地域の住民の方々、あと専門家、有識者の皆さん、あとは知事部局の関係者の方、そういった広い多角形の議論をしたうえで、次に事前協議をやった結果を反映して、設計なり、建築なりというものを組み入れていただくような協議制度というものを今考えておりますので、こういった事前協議制度を組み合わせながら、良好なまちづくりに向かってルールづくりをしていってはどうかというもので考えているところであります。

今後の作業としましては、やはりこういった手続きにつきまして、市民の皆様から意見を聞いたり、地域住民の方々との合意形成をしていきたいと、また、審議会等において意見をいただいたり、または専門家の方々、事業者の方々と意見交換をしていただくというような作業をしていきながら、概ねの目処としましては、25年度にルールを何とかまとめ、何とか26年度内にはルールを運用するようなことができないかということで考えているところであります。以上で、きめ細やかなルールについてのご説明は終わりにいたします。

もう1点だけ、すみません、簡単にご説明させていただきます。平成25年度予算につきまして、今、市のホームページでも、先週の市報にいがた等でも市民の皆様にご案内したところでありますが、今回、萬代橋周辺エリアにぎわい空間創造事業という新規事業を立ち上げまして、萬代橋周辺に新たな賑わいをつくるため、魅力的な都市空間の形成と官民が連携したエリアマネジメントの推進を図るというような大きな目的を持って、今回、予算の方をつけていただいて、まちづくりをしていこうということで考えているものになります。

こちらの方につきましては、国の交付金を活用していくということで、萬代橋周辺地区都市再生整備計画という国の交付金の制度なのですけれども、今回この赤いエリアの部分について、いろいろなハード整備、ソフト事業、そういったものを組み合わせながら、エリアで一体的なまちづくりをしていきたいと思いますということで、今こちらの方で取り組んでいるところであります。その中でも25年度の大きな事業としましては、万代地区のガルベストーン通りと弁天町通り、駅の方に向かう動線をまっすぐにしたりとか、あと、もう1点は、萬代橋から下流側、右岸側に新潟県さんが工事をしております右岸緑地というものがありますので、そちらの方、新潟市がちょっと使えるようにして、公衆トイレ、水飲み場を造って、イベント等で使えるような広場にしていったりというようなものを、いろいろなハード整備、ソフト事業をしていながら、赤いエリアの中で一体的な、地域の皆様と

議論していきながら、まちづくりを進めていこうということで考えております。こちらについては、情報提供ということでさせていただきますが、以上、私の方からの説明は終わりになりますので、これから皆様よりご意見をいただきたいと思っております。ありがとうございました。

(大熊会長)

説明、ありがとうございました。

どうでしょうか、これだけであと2時間くらいは必要になってくると思うので、去年の8月から今までだいぶ時間が経っているのも、もうちょっと短いスパンで、2か月後くらいにでも、これだけに絞って会議を開いていただいて、みんなに意見を聞くということはどうでしょうか。今、まだ事務局としては方向性だけということなので、この方向性に対してどうしても今一こと、二こと言っておきたいということがあればお願いしたいのですけれども、どうですか、事務局の方は。新年度になったら早々にやっていただいて、多分皆さんいろいろ意見を言いたいことがたくさんあるだろうと思っておりますので、事務局も思い切って今回こういう提案をしていただいて、いい方向に向かっていると私も思いますので、ぜひ、これを実りあるものにしたいと思っております。何か、あと5分くらいありますので、これだけは言っておきたいということがあれば。

(佐藤妙子委員)

一つ、聞いていいですか。私、やすらぎ堤の左岸も右岸も、ウォーキングでよく四季折々利用しているのですけれども、マンションが林立しているのですけれども、私はそんなに違和感がないのです。すごく高層マンションが続々できていて、さっきの色の指定ではないのですけれども、風景に緑とかベージュ色とか、とても調和していると思うのですけれども、今、工事していますよね、管轄外かもしれませんが、左岸の方ですか、その方がよっぽど目障りというか、せっかくのやすらぎ堤なのに、耐震の工事をしていまして、そちらの方に目がいくのですけれども。

(事務局)

左岸側の工事につきましては、八千代橋から下流側方まで工事をしていっていますが、あれは今年度中に終わります。

(大熊会長)

当事者というか、当事者でもないと思うけれども、佐藤さんの方から。

(佐藤学委員)

北陸地方整備局の佐藤と申します。河川部の方の所管ですけれども、液状化対策の工事ということで、左岸側が平成24年度から25年度、右岸側が主に25年度に行っていくと、何箇所か箇所がございまして、それぞれ段階的に液状化の工事を進めていくという状況ですので、来年度いっぱいくらいで一応終わる予定でございます。

(佐藤妙子委員)

結構利用している人が多いのです。私は歩いたり、孫の面倒を見たりしてあそこら辺を歩いているのですけれども、私は東地区ですけれども、向こう側は全部壁になっていますよね、工事のクレーン車とかがあつて。せっかくの新潟市のいい風景が、西のネクストあ

たりが見えないので残念だと私は思っているのです。これから花見で。

(大熊会長)

地震が起こったときに堤防が全部壊れるといけないということでやっていますので、ある程度ご容赦願いたいということだと思います。そのほか、いかがでしょうか。しゃべりたいことは多分まだ皆さんいっぱいあるのだろうと思いますけれども、それでは、せめて5月、6月くらいには景観審議会を開いていただくということで、今日はここまで。お腹はすいているけれども、しゃべらなかつたことでおなか膨れているかもしれませんけれども、今日はこの辺で終わりたいと思います。どうも長時間、ありがとうございました。司会にマイクをお返しいたします。

(吉田室長)

大変ありがとうございました。

時間をかなりオーバーしてご審議いただきありがとうございました。

今ほど会長の方から来年度、最後にありました「信濃川沿線のきめ細やかなルール作り」ということで提案させていただいた分について、新年度に入りましたらご案内いたしまして、審議会を開催させていただきたいと思います。

今日いただきました20年度の総括の中で、これからの田園の景観のあり方ですとか、広告、まち、都市にとっての樹木のあり方とか、これまでに見つけてきたお宝の景観についても、より一層PRせよというふうな様々なご意見をいただきました。そういうのを活かしながら景観、広告行政を進めてまいりたいと思います。大変長時間にわたりまして、ありがとうございました。以上で、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(大熊会長)

どうもご苦労様でした。